

お知らせ

次のとおり総合評価方式による特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の公募型指名競争入札を執行するので、下記により参加希望者を公募する。

令和元年 9 月 3 日

地方独立行政法人市立秋田総合病院
理事長 伊 藤 誠 司

1 入札に付する事項

(1) 本工事は、価格および価格以外の技術的な要素等を総合的に評価し、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者（以下「評価対象入札者」という。）のうち、最も評価の高い者を落札者として決定する市立秋田総合病院新病院建設工事における総合評価方式の適用対象工事である。

(2) 工 事 番 号 病建工 第 1 号

(3) 工 事 名 市立秋田総合病院新病院建設工事

(4) 工 事 場 所 秋田市川元松丘町51番、57番、58番、61番、
66番1、68番1、68番2

(5) 工 事 概 要 医療棟 鉄骨鉄筋コンクリート造
地上13階建 免震構造 27,540.75㎡
医療支援棟 鉄骨鉄筋コンクリート造
地上4階建 耐震構造 3,821.61㎡
機械設備工事 給排水衛生、空調、消火、ガス、
医療ガスほか
電気設備工事 受変電、非常用発電、強電・弱電ほか
昇降機設備工事
付帯工事 外構、付属棟など

(6) 工 事 期 限 令和4年6月30日（木）

- (7) 予 定 価 格 13,370,000,000円
(消費税および地方消費税を除く。)
- (8) 入札参加資格審査 令和元年9月24日(火)午後4時
申請書の締切日時
- (9) 技 術 資 料 の 令和元年9月30日(月)午前9時から
提出期間 令和元年10月17日(木)午後4時までの土曜日、
日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から正午ま
でおよび午後1時から午後4時までとする。
- (10) 入札書の締切 令和元年10月28日(月)午後4時
日時
- (11) 開 札 日 時 令和元年10月30日(水)午前11時
- (12) 開 札 場 所 秋田市川元松丘町4番30号
市立秋田総合病院 2階 講堂
- (13) 入札保証金 免除
- (14) 契約予定日 令和元年11月6日(水)まで
- (15) 入 札 方 法
- ア 地方独立行政法人市立秋田総合病院会計規程、契約事務規程、地方独立行政法人市立秋田総合病院新病院建設工事における総合評価方式の実施および共同企業体の取扱いに関する要綱(以下「要綱」という。)および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
- イ 本案件は、低入札価格調査制度を採用している。
- ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- エ 入札執行回数は、1回とする。公表した予定価格を超える金額の入札は無効とする。
- オ 入札に係る書類については、市立秋田総合病院のホームページか

ら入手し、提出すること。(様式集 No. 1～4)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 基本的な入札参加要件

- ア 本工事の入札に参加しようとする他の共同企業体の構成員でないこと。
- イ 要綱第22条に規定する資格を有すること。
- ウ 地方独立行政法人市立秋田総合病院契約事務規程第7条の規定に該当する者でないこと。
- エ 建設業法による営業停止期間中でないこと。
- オ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- カ 地方独立行政法人市立秋田総合病院反社会的勢力対応要綱第2条の規定に該当する者ではないこと。
- キ 租税に滞納がないこと。

(2) 共同企業体に関する事項

- ア 共同企業体の結成は、(3)に定める共同企業体の構成員の資格を満たす者5社による自主結成とし、かつ、建築一式工事3社、電気工事1社、管工事1社の組み合わせとする。
- イ 各構成員の出資比率は、10%以上とする。ただし、共同企業体の代表者の出資比率は構成員中最大であるものとする。

(3) 共同企業体の構成員に関する事項

ア 代表者要件

(ア) 公告日から落札決定日までの間において、次の a 又は b の要件を満たす者とする。

a 秋田市内に本社を有する者については、秋田市の建築一式工事A級に等級格付けされており、当該工種の総合点数が1,000点以上であること。

b 秋田市外に本社を有する者については、秋田市の建築一式工事に登録されており、建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23の規定による経営事項審査における建築一式工事の総合

評定値が1,800点以上であること。

- (イ) 過去15年以内に、元請として医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院および診療所の新築、改築又は増築の施工実績を有すること。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合に限る。
- (ウ) 建築工事業における特定建設業の許可を有すること。
- (エ) 建築工事業の許可を有しての営業年数が6年以上であること。
- (オ) 建築工事に係る資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として本工事に専任で配置できること。
- (カ) 公告日から落札決定日までの間において、秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者でないこと。

イ 代表者以外の構成員要件

- (ア) 公告日から落札決定日までの間において、次の a 又は b の要件を満たす者とする。
 - a 秋田市の建築一式工事A級、電気工事A級又は管工事A級に等級格付けされていること。
 - b 秋田市の電気工事又は管工事に登録されており、かつ、主たる営業所（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する営業所をいう。以下同じ。）を秋田市外に有し従たる営業所を秋田市内に有する者で、秋田市内の従たる営業所の社員（雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者および常勤の役員に限る。）の合計が50名以上（当該社員の50名以上が秋田市内の居住者である者に限る。）である（以下「市外本社企業」という。）こと。
- (イ) 建築工事業、電気工事業又は管工事業における特定建設業の許可を有すること。
- (ウ) 建築工事業、電気工事業又は管工事業の許可を有しての営業年数が6年以上であること。
- (エ) 建築工事、電気工事又は管工事に係る資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として本工事に専任で配置できること。

(オ) 公告日から落札決定日までの間において、秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者でないこと。

3 入札参加資格の申請に関する事項

(1) 入札に参加しようとする共同企業体は、令和元年9月24日（火）までに、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（様式第5号）

イ 特定建設工事共同企業体協定書（様式第6号）の写し

ウ 施工実績調書（共同企業体の構成員ごとに提出し、契約書の写しおよび工事概要が客観的に分かる書類を添付のこと。）（様式第7号）

エ 配置予定技術者調書（共同企業体の構成員ごとに作成し、それぞれ資格者証の写しを添付のこと。）（様式第8号）

オ 誓約書（様式第9号）

カ 建設工事業における特定建設業許可の許可証の写し（共同企業体の構成員ごとに提出すること。）

キ 2(3)ア(エ)と2(3)イ(ウ)が確認できるもの。

ク 市外本社企業（共同企業体代表者を除く）は、以下の書類も提出すること。

(ア) 秋田市内の従たる営業所の市内居住社員（雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者および常勤の役員に限る。）の名簿（公告日現在の住所、氏名、生年月日、秋田市内の従たる営業所の合計社員数および市内居住者の合計社員数が記載されたもの。）

(イ) 公告日現在における秋田市内の従たる営業所の市内居住社員の健康保険被保険者証の写し

(ウ) 秋田市が通知した直近の「給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」の写し（課税人数および特別徴収義務者名が確認できる部分とし、従業者の個人情報に係る部分は不要とする。）又は提出日の3ヶ月以内に発行された住民票の写し

(2) 申請書等の提出

申請書等は、市立秋田総合病院ホームページから入手し、持参するものとする。郵送又は電送によるものは受け付けない。

なお、持参する日の前日までに、6(5)に記載されたe-mailアドレスに電子メールにて、「市立秋田総合病院新病院建設工事申請書等提出日時事前報告書」を提出すること。

(3) 申請書等の受付

申請書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 令和元年9月3日(火)から9月24日(火)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から正午までおよび午後1時から午後4時までとする。

イ 受付場所 市立秋田総合病院新病院建設室

ウ 申請用紙 市立秋田総合病院のホームページから入手すること。

4 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に、指名通知するものとし、共同企業体の代表者あてに指名通知する。

(2) 提出された申請書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知によりその旨を通知する。

(3) 指名通知および選定結果通知については、令和元年9月27日(金)に、電子メール(3(1)により届出のあったe-mailアドレス)又は郵送で通知する。

5 総合評価に関する事項

(1) 要綱に規定する評価方式および評価項目は、添付の「総合評価に関する落札者決定基準」(以下「落札者決定基準」という。)による。

(2) 総合評価は、入札価格に基づく「価格評価点」と価格以外の評価項目に係る「技術等評価点」を加算した総合評価点をもって行う。

総合評価点 = 価格評価点 + 技術等評価点

(3) 価格評価点は、次式により算定する。ただし、入札価格が調査基準価格未満の場合には係数(0.5)を乗じ、入札価格の低下に応じた低減措置を行う。

ア 入札価格 \geq 調査基準価格

価格評価点 = 価格評価点の配点 \times (1 - 入札価格 / 予定価格)

イ 入札価格 < 調査基準価格

価格評価点 = 価格評価点の配点 \times [(1 - 調査基準価格 / 予定価格)
+ 0.5 \times (調査基準価格 - 入札価格) / 予定価格]

ウ 価格評価点の配点 = 100 - 技術等評価点の配点 (圧縮補正後)

(4) 技術等評価点の配点、技術等評価点の計算式、技術等評価点に関する評価項目および基準配点は、落札者決定基準による。

(5) 技術資料の提出

指名された共同企業体は、総合評価に係る資料（以下「技術資料」という。）を令和元年10月17日（木）午後4時までに、新病院建設室へ持参するものとする。

なお、技術資料は、次により取り扱うものとする。

ア 技術資料の様式は、市立秋田総合病院ホームページから入手すること。

イ 技術資料の提出後における内容の変更は認めないものとする。

ウ 技術資料のうち、施工計画その他入札参加者の競争上の地位等正当な利益を害するおそれがある事項については、公表しないものとする。

(6) 技術資料の審査

ア 技術資料の審査は、技術資料の記載事項の確認、評価項目および評価基準との照合、施工計画の妥当性ならびに地元経済貢献度等の実効性について行うものとし、原則として、当該評価対象入札者にはヒアリングは行わない。ただし、理事長が必要と認める場合は、この限りでない。

イ 実績等評価項目を除く技術資料の審査については、学識経験を有する者が行うものとする。

ウ 実績等評価項目の技術資料の審査については、新病院建設室および事務局技監が行うものとし、新病院建設室が行う入札参加資格の確認と併せて入札参加者について行うものとする。

(7) 落札者の決定方法

ア 落札候補者は、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、価格による評価と5(6)による審査で総合評価点が最も高い評価対象入札者とする。

イ アにおいて、総合評価点が同点のため落札候補者が2者以上であるときは、くじにより落札候補者を決定する。

ウ 次のいずれかに該当する場合を除き、総合評価点が最も高い落札候補者を落札者として決定する。

(ア) 落札候補者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき。

(イ) 落札候補者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあり、著しく不適當であると認められるとき。

エ ウ(ア)、(イ)のいずれかに該当する場合は、評価対象入札者のうち、総合評価点が当該落札候補者の次に高い者（当該落札候補者がくじにより決定された者である場合は当該くじの次順位者（次順位者が2者以上である場合は、イの方法により決定された者をいう。））を落札候補者とし、ウの確認等を行うものとする。

オ 落札者が決定するまで、上記方法を順次繰り返すものとする。

カ 契約担当者は、ウにおいて落札候補者を落札者として決定しなかった場合は、理由を明らかにした結果通知書を当該落札候補者に通知するものとする。

キ カの通知を受けた者は、当該通知の日の翌日から起算して10日以内に、理事長に対して書面により落札者として選定されなかった理由の説明を求めることができる。

なお、落札候補者以外の評価対象入札者で落札者とならなかった者についても、同様に書面により落札者として選定されなかった理由の説明を求めることができる。

(8) 施工計画および地元経済貢献度評価項目の履行の確保

落札者が提示した施工計画および地元経済貢献度評価項目のうち履行義務を伴うものについては、すべて契約書にその内容を記載し、そ

の履行を確保するものとする。

施工計画および地元経済貢献度評価項目が不履行となった場合は、理事長と落札者間で責任の所在について協議する。この場合において、落札者の責任により施工計画および地元経済貢献度評価項目の履行がなされなかったときには、履行が可能であると認められるものにあつては履行し、履行が困難又は合理的でないとして認められるものにあつては、見直しの評価を行い、当初の技術評価点との差により違約金を徴収する。違約金の計算式は以下のとおりとする。

違約金=契約金額×{1-(100+施工後の総合評価点)/(100+契約時の総合評価点)}

6 設計図書の貸与に関する事項

(1) 設計図書は、公告日時において秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者でなく、かつ、公告日時において、以下のいずれかに該当する者に貸与する。

ア 秋田市の建築一式工事A級、電気工事A級又は管工事A級に等級格付けされており、同一工種における特定建設業の許可を有すること。

イ 秋田市外に本社を有する者で、秋田市の建築一式工事に登録されており、経営事項審査の総合評定値が1,800点以上であること。

ウ 秋田市の電気工事又は管工事に登録されている、市外本社企業であること。

(2) 申込みをした者に設計図書の内容および数量公開の参考資料（公開する数量は参考資料として公開するものであり、契約上の拘束を受けないものである。）を記録した媒体（DVD-ROM）を貸与する。

なお、貸与した設計図書は、市立秋田総合病院の承諾なく、本件入札以外の目的で使用することを禁止する。

(3) 申込方法

「市立秋田総合病院新病院建設工事に係る設計図書等貸与申請書」（市立秋田総合病院ホームページからダウンロードすること。）により、電子メールで新病院建設室に事前に申し込むこと。なお、事前申

込みは、受取希望日の前日までに行うこととし、事前申込時は当該申請書の代表者印は不要とする。

また、当該申請書は受取希望日に代表者印を押印して持参すること。

市外本社企業の場合には、事前申込みの際に秋田市が通知した直近の「給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」の写し（課税人数および特別徴収義務者名が確認できる部分とし、従業員の個人情報に係る部分は不要とする。）を提出すること。

(4) 事前申込期間

令和元年9月3日(火)から同年9月9日(月)までの土曜日および日曜日を除く日、午前9時から午後5時まで

(5) 申込先

市立秋田総合病院新病院建設室

e-mail : ro-hocp@city.akita.lg.jp

(6) 受取方法

設計図書は、「市立秋田総合病院新病院建設工事に係る設計図書等貸与申請書」に記入した受取希望日に市立秋田総合病院新病院建設室において直接受け取ること。

(7) 受取場所

市立秋田総合病院新病院建設室

秋田市川元松丘町4番30号 市立秋田総合病院1階

(8) 返却方法

令和元年10月28日(月)までに新病院建設室に郵送又は持参すること。

7 その他

(1) 申請に係る費用は、すべて申請者の負担とする。

(2) 提出された申請書等は、返却しない。

(3) 新病院総合評価方式に係る説明会は、開催しない。

(4) 開札にあたって、入札参加者は立ち会わなければならない。この場合において、入札参加者が立ち会わないときは、当該入札事務に係る

のない職員を立ち合わせなければならない。

(5) 落札者が入札金額を適正に積算したことを確認するため、契約書の提出時に記名押印した見積内訳明細書(設計書の内訳項目を全て満たしているもの)を提出すること。

(6) 定めのない事項については、地方独立行政法人市立秋田総合病院会計規程、地方独立行政法人市立秋田総合病院契約事務規程、要綱および市立秋田総合病院新病院建設工事に係る総合評価方式実施ガイドラインの定めるところによる。

(7) 設計図書等に関する質疑は、市立秋田総合病院ホームページから質問書入手し、電子メールにて提出すること。

ホームページアドレス

<http://www.akita-city-hospital.jp/pages/news/>

ア 入札参加に関する質問

(ア) 質問の提出期限 令和元年9月9日(月)午後0時(正午)まで

(イ) 質問の回答期限 令和元年9月13日(金)

イ 設計図書、技術資料等に関する質問

(ア) 質問の提出期限 令和元年10月2日(水)午後0時(正午)まで

(イ) 質問の回答期限 令和元年10月10日(木)

(8) 受け付けた質疑に対しては、市立秋田総合病院ホームページへの掲載をもって回答とする。

担当 市立秋田総合病院新病院建設室

電話 018-823-4171 (代表)

総合評価に関する落札者決定基準

○総合評価に関する事項 (病建工第1号 市立秋田総合病院新病院建設工事)

評価方式		施工計画型
評価点の配点	価格評価点の配点(A)	(総合評価合計)100点－(B)20点 80点
	技術評価点の配点(B)	実績等評価項目(工事成績評定等13項目)の配点(B1) ※基準配点(b1)24点を6점에圧縮補正 6点
		施工計画および地元経済貢献度等評価項目の配点(B2) ※基準配点(b2)18点を14점에圧縮補正 14点
		合計(B)＝B1＋B2 20点
価格評価点の計算式	価格評価点(C)＝(A)80点×(1－入札価格／予定価格) (※小数点以下第5位を四捨五入し、小数点第4位止め)	
技術評価点の計算式	技術評価点(D)＝実績等評価分に係る獲得点数×B1(6点)／b1(24点) ＋施工計画および地元経済貢献度等評価分に係る獲得点数×B2(14点)／b2(18点) ※B1実績等評価項目中の企業の信頼性・社会性に関する評価(1～8)は、9点を6점에圧縮補正 ※小数点以下第5位を四捨五入し、小数点第4位止め	
総合評価点の計算式	総合評価点(P)＝価格評価点(C)＋技術評価点(D)	

実績等評価項目(B1)		評価基準		
1 企業の技術力等に関する評価	(1) 建築一式工事、電気工事又は管工事における工事成績評定点	基準配点	5点	
		評価基準	市立秋田総合病院新病院建設工事に係る総合評価落札方式実施ガイドライン(以下「ガイドライン」という。)による(2-(2)-ア-①)	
		該当年度	平成29年度から平成30年度までの2年間とする	
	(2) 建築一式工事、電気工事又は管工事における工事施工実績	基準配点	5点	
		評価基準	ガイドラインによる(2-(2)-ア-②)	
		該当年度	平成21年度から平成30年度までの10年間とする	
	(3) 配置予定技術者の建築一式工事、電気工事又は管工事における工事施工実績	基準配点	5点	
		評価基準	ガイドラインによる(2-(2)-ア-③)	
		該当年度	平成21年度から平成30年度までの10年間とする	
	(4) 企業の品質マネジメントシステム(ISO9001)の認証取得	基準配点	1点	
		評価基準	ガイドラインによる(2-(2)-ア-④)	
	(5) 企業の労働安全衛生マネジメントシステム(OHSAS18001又はISO45001)又は建設業労働安全衛生マネジメントシステム(COHSMS:コスモス)の認証取得	基準配点	2点	
		評価基準	ガイドラインによる(2-(2)-ア-⑤)	
	2 企業の信頼性・社会性に関する評価	(1) 企業の災害時対応に係る社会的貢献の活動実績又は秋田市との災害発生時の復旧等活動に関する協定締結状況	基準配点	2点
			評価基準	ガイドラインによる(2-(2)-イ-①)
該当年度			平成26年度から平成30年度までの5年間とする	
(2) 秋田市消防団協力事業所の認定		基準配点	1点	
		評価基準	ガイドラインによる(2-(2)-イ-②)	
(3) 企業の環境マネジメントシステム(ISO14001)、環境マネジメントシステム(エコアクション21)又はあきた環境優良事業所認定制度(ステップ2)の認証取得		基準配点	1点	
		評価基準	ガイドラインによる(2-(2)-イ-③)	

実績等評価項目 (B1)			評価基準	
2 企業 の 信 頼 性 ・ 社 会 性 に 関 す る 評 価	(4)	障がい者の雇用状況	基準配点	1点
			評価基準	ガイドラインによる(2-(2)-イ-④)
	(5)	秋田県が実施する男女共同参画職場づくり事業における企業の加点対象者認定	基準配点	1点
			評価基準	ガイドラインによる(2-(2)-イ-⑤)
	(6)	次世代育成支援対策推進法に基づく企業認定	基準配点	1点
			評価基準	ガイドラインによる(2-(2)-イ-⑥)
	(7)	保護観察対象者等に対する就労支援等活動状況	基準配点	1点
			評価基準	ガイドラインによる(2-(2)-イ-⑦)
(8)	エイジフレンドリーパートナー登録状況	基準配点	1点	
		評価基準	ガイドラインによる(2-(2)-イ-⑧)	

施工計画および地元経済貢献度評価項目 (B2)			評価基準	
1 簡 易 な 施 工 計 画	(1)	工程管理に関する技術的所見	基準配点	2点
			評価基準	ガイドラインによる(3-(2)-ア-①)
	(2)	環境配慮に関する技術的所見	基準配点	2点
			評価基準	ガイドラインによる(3-(2)-ア-②)
	(3)	品質管理に関する技術的所見	基準配点	2点
			評価基準	ガイドラインによる(3-(2)-ア-③)
	(4)	安全対策に関する技術的所見	基準配点	2点
			評価基準	ガイドラインによる(3-(2)-ア-④)
	(5)	コスト縮減に関する技術的所見	基準配点	2点
			評価基準	ガイドラインによる(3-(2)-ア-⑤)
	(6)	施工期間中の病院機能の維持に関する技術的所見	基準配点	2点
			評価基準	ガイドラインによる(3-(2)-ア-⑥)
2 地 元 経 済 貢 献 度	(1)	市内企業の協力企業としての活用	基準配点	2点
			評価基準	ガイドラインによる(3-(2)-イ-①)
	(2)	資機材の地元調達への配慮	基準配点	2点
			評価基準	ガイドラインによる(3-(2)-イ-②)
	(3)	工事状況の市民への公開方法	基準配点	2点
			評価基準	ガイドラインによる(3-(2)-イ-③)

施工計画、地元経済貢献度評価項目の履行義務	有
履行がなされなかった場合の違約金を徴収する措置の内容	当初の技術評価点との差により違約金を徴収する。 違約金＝契約金額×{1-(100+施工後の総合評価点)/(100+契約時の総合評価点)}